

別紙

松本市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

松本市議会委員会傍聴規則(平成16年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線を付した部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、松本市議会委員会条例(昭和42年条例第28号)第19条第2項の規定に基づき、傍聴その他委員会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第5条 委員会を傍聴しようとする者(報道関係者を除く。)は、委員会の開催の日に、傍聴しようとする委員会ごとに所定の場所で自己の住所及び氏名を<u>一般傍聴受付票(様式第1号)</u>に記入して委員長に申し込まなければならない。</p> <p>2 前項の規定により傍聴の申込みがあったときは、先着順に<u>傍聴証(様式第2号)</u>を交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、松本市議会委員会条例(昭和42年条例第28号。<u>第10条第1項第2号</u>において「委員会条例」という。)第19条第2項の規定に基づき、傍聴その他委員会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第5条 委員会を傍聴しようとする者(報道関係者を除く。)は、委員会の開催の日に、傍聴しようとする委員会ごとに所定の場所で自己の住所及び氏名を<u>一般傍聴受付票</u>に記入して委員長に申し込まなければならない。</p> <p>2 前項の規定により傍聴の申込みがあったときは、先着順に<u>傍聴証</u>を交付するものとする。</p> <p>3 [同左]</p> <p><u>4 一般傍聴受付票及び傍聴証の様式は、議長が別に定める。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p>

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員会における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会に現在する者（委員会条例第15条の2第4項の規定により委員会に出席しているものとみなされた者を含む。第11条第2号の規定において同じ。）に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食（委員長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

示威的行為をしないこと。

(3) 情報通信機器その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。

(4) 飲食（委員長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。

(5) その他委員会の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録画、放送等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録画、放送及び自動公衆送信（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の4に規定する自動公衆送信をいう。）をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があったときは、直に退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。